

大学コンソーシアム岡山  
大学教育事業部 障がい学生支援委員会内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、大学コンソーシアム岡山事業部規程第8条の規定に基づき、大学教育事業部 障がい学生支援委員会（以下「障がい学生支援委員会」という。）の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 障がい学生支援委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障がいのある学生の修学支援に関する事項
- 二 障がい学生支援委員会企画事業に関する事項
- 三 その他障がい学生支援委員会の運営に必要と認められる事項

(組 織)

第3条 障がい学生支援委員会は、コンソーシアムの正会員である高等教育機関等から推薦された者各1名

2 その他障がい学生支援委員会の運営に必要と認められる者若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 障がい学生支援委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、障がい学生支援委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 障がい学生支援委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決を要する事項については、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 議長は、委員が特別の事情により障がい学生支援委員会に出席できない場合は、代理の者の出席を認め、議決に加わることを認めることができる。
- 3 議長は、障がい学生支援委員会に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 障がい学生支援委員会に携わるものは、その活動を通じて知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

2 守秘義務は活動を退いた後も継続する。

(事 務)

第7条 障がい学生支援委員会の事務は、委員長選出の大学及び大学コンソーシアム岡山事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、障がい学生支援委員会に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、障がい学生支援委員会の議を経て、代表者会議で行う。

附 則

この内規は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年5月9日から施行する。